

## 現代農村の地域秩序とその変容

—— 笹堰水利地域を事例にして ——

浜 谷 正 人

【要約】 現代の日本農村社会は農業Ⅱ農村の内外に生じた諸条件の変化に伴って、旧来の村落構造を急激に変化させており、その実態把握は諸科学の主要テーマの一つになっている。農村社会の構造変化はまた地域構造の再編成・解体でもあり、「地域」を対象とする地理学の重要課題である。本稿では笹堰水利地域を事例にして、一組の水利施設体系に基いて形成されていた機能的な「地域」の内部構造を分析し、次でその変化過程を具体的に考察した。この事例分析によって、現代農村の地域変化の実態と機構を明らかにするとともに、地理学の基礎理論としての地域論の発展に資しようとするものである。笹堰水利地域は用水配分の基本単位として一七の留水地区・水利集団に分割されている。これらの領域及び集団は旧藩政村Ⅱ村落との整合性が強く、従って自律性に富み、相互に競合的な関係にあった。農業用水は「番水」と「散し」の二方式で配水されるが、番水に於ては一七地区は相互に平等原理で結ばれている。だが散しと呼ばれる配水では水系上の地理的位置に基因した階層的な地域秩序が形成されていた。しかし、このような近世的な水利施設体系、水利慣行、村落間のセクショナルリズムに基づく地域構造は、昭和三十年以降しだいに変化してきた。それは旧来の階層構造の平準化あるいは空洞化として現われてくるが、その要因・実態についても検討を加えた。

史林 五九卷二号 一九七六年三月

### 一 問題の所在

現代日本農村は激しい変動のなかにあるが、本稿では再編過程にある農村社会に地域論的な考察を加えたいと考える。ところが人文地理学あるいは社会地理学において「地域」という概念をどのように定義するか、従って地域論とはいかなる理論体系なのか、このような問題について今日でもなお十分な共通認識が成立していない。けれども本稿では一応、

「地域」という概念を生産・生活にかかわる一群の空間的な諸関係からなる有意義な纏りをもった単位空間と考えて論を進めることにする。それは機能地域とか統一地域と呼ばれる「地域」に他ならない。勿論、「地域」というものはこれにとどまらないだろうが、本稿では主としてこのような内容の「地域」を問題にしていきたい。そして「地域」をこのように定義するならば、「地域」を研究対象にする地域論的研究が目ざすのは、そのような社会的・経済的な諸現象のいわば空間的なフローから構成されるさまざまな「地域」を取り出して、それらの内部構造や「地域」相互の構造連関、さらには諸地域の形成・発展・解体のプロセス等を分析する研究ということができよう。本稿では現代日本農村に地域論的な考察を加えるとともに、地域論の理論的構築に資しようとするものである<sup>①</sup>。

ところで現代の農村社会が農業Ⅱ農村内外の諸条件の変化に対応して急激な変動過程にあることは指摘するまでもないが、現代農村の重要な変化の一つは、近世から現代まで少なからざる変容をうけながらも本質的に解体せずに継承されてきたところの諸慣行や施設体系を基礎にして編成されていた地域システムの本格的な再編あるいは解体ということであろう。ムラの解体、農村組織の空洞化、更には農村コミュニティの分解と呼ばれる現象はすべてこのような地域構造の変化そのものであり、又その変化と密接に関連したものに他ならない。そのような再編あるいは解体過程にある地域システムとして重要なのが農業水利をめぐる地域構造である。

農業水利のための地域システムの特質は、一つの水利施設体系によって結ばれた灌漑地域とその耕地を所有あるいは耕作する農民相互の社会的・経済的な関係の活動領域、換言すれば水利をめぐる密接な関係をもつ水利集団のひろがりからなる一つの纏った単位空間であるということであろう。このような水を契機にして構成されている領域は、諸研究の教えるように、日本農村のばあい単に水利に係る領域というにとどまらず、諸他の農業Ⅱ農村生活にかかわる空間関係をも枠づけるという作用をもっている<sup>②</sup>。少なくともそれは諸他の空間的諸関係と密接な対応関係をもっているといえる。この意味で用水をめぐる結ばれた一定の空間領域は、一つの「地域」と考えてよい内容を十分にもっている。それをここで

は仮に水利地域と呼んでおこう。

本稿ではこのような水利地域の内部構造を検討するのであるが、水利地域を考えるばあい次の点が特に重視されねばならない。その一つはこの水利地域という一つの機能的な統一体は、多くのばあいいわば近世的な水利施設体系と水利慣行を中心とする多くの慣行を基礎にして組織されているのであるが、この「地域」の内部構造をみると、それが内部に矛盾を孕まないような機能地域であるわけではないこと。つまり、一つの水利地域の内部ではいわば一般的な生産手段であるところの水路や水をめぐって農民や村落が相互にライバルとして共同と排他、協調と敵対、連続と非連続と表現されるような空間関係をもっているのである。また本稿でも取り上げたようないくつかの村落にわたる水利体系のばあいには、水利をめぐって村落の間に、例えば水上あるいは堰元にあたる村落と水下の村落というように、水利をめぐる地理的・歴史的な事情を反映して、一つの水利地域の内部に水利用上のヒエラルヒー構造が形成されていることも少なくない。これらは水利の地域構造に普遍的にみられる特質であって、既に多くの研究者がとり上げた古い問題であるが、このような実態を地域論の立場から事例に則してより詳細に検討してみる。これが本稿の一つの課題である。

水利地域を検討するばあいい重視すべきもう一つの点は、水利をめぐる地域システムの再編成の問題であって、これは最近水利関係の研究テーマの一つになっているいわゆる個別的な水利利用の展開や水利組織の再編成に関する現代的な問題である<sup>③</sup>。農業水利慣行や水利秩序というものが従来考えられていたほど固定的・不変的な組織体系ではなく、農業Ⅱ農村の内外に生じた諸条件に対応して漸次改編されるものであることは諸研究の教えるところであるが、このような変化は当然地域システムの変化を通して展開するはずのものであって、「地域」の変化を問題にする地域論の研究テーマの一つになるに違いない。このような水利地域の構造変化に対応して、既に触れておいたような水利地域内の階層的な秩序も変わってくるはずである。このような水利地域の構造変化の実態を具体的な事例に則して検討してみる。これが第二の課題である。以上のような課題を検討する上で適当なフィールドとして本稿では最上川の支流である馬見ヶ崎川を水源にする笹堰を選

び出してみた。

① これとほぼ同様の視点あるいは問題意識に立った労作が最近発表されている。

橋本征治「散居村における社会構造の地理学的研究―砺波における事

例―」（『人文地理』二二―一六）、一九六九。

田林明「黒部川扇状地における農業水利の空間構成」（『地理学評論』

## 二 フィールドの概況

本稿で取り上げた笹堰水利体系は、馬見ヶ崎川を水源とする河川灌漑体系である。水源にされている馬見ヶ崎川は蔵王西麓を集水域とする、最上川の小支流の一つであって、流量はさほど豊かでない。農業用水や生活用水に利用されるために、夏季は涸川同然になるほどである。にもかかわらずこの川に慣行水利権をもつ堰が五つあり、この五堰のみで灌漑面積は約二〇〇〇haにのぼり（昭和二十九年農林省調査）、この一帯の農業用水は常に不足している。昭和二十九年の農林省調査でみても、取水量は当時五堰とも必要水量の五〇%に満たないほどであった。<sup>①</sup>これら五堰の灌漑地域は、いわゆる馬見ヶ崎川扇状地と須川右岸の盆地底に及んでいるが、河川灌漑地域といってもここは慢性的な用水不足地帯なのである。このためこれらの水利体系が確立された近世中期から今日まで堰相互間や村落間にいくたの熾烈な水争いが繰り返された。これらの水論を通じて馬見ヶ崎川の表流水をめぐる上・下の堰の間に厳格な分水慣行が形成され、明治以降は五堰の水利集団の組織的な連合も進められてきた。<sup>②</sup>また分水後の水配分をめぐってそれぞれの堰ではさまざまな形態の水利規制がみられるが、そのなかでも笹堰の番水制を根幹とする水利規制は極めて組織的なものである。

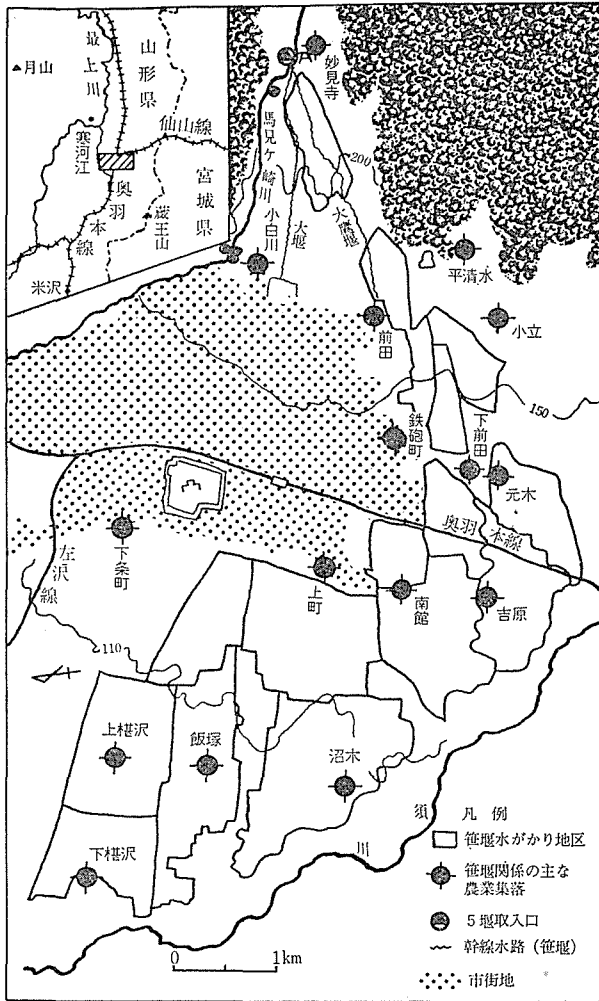
調査対象にした笹堰はこれら五堰の内で最大規模のものであって、その取水口は五堰の最上流部（山形市大字妙見寺地内）にあり表流水のほぼ半ばを取得する権利をもっている。その灌漑地域は扇状地の扇頂から扇端（奥羽本線付近）にかけての

四七―二）、一九七四。

② 石原潤「集落形態と村落共同体―特に讃岐の事例を中心に―」（『人文地理』一七―一）、一九六五。

余田博通『農業村落社会の論理構造』（弘文堂・一九六一）。

③ 永田恵十郎『日本農業の水利構造』（岩波書店・一九七二）。



第1図 笹堰灌漑地域の概況

一帯と須川右岸の盆地底にまで拡がっている（第1図参照）。受益面積は昭和三十五年頃約一〇〇〇haほどであった。それはまたちょうど山形市街地の南半分を圍繞するような型にもなっている。そのためここは昭和三十年ごろからスプロールのな市街地拡大の波を直接に受けることになった。

笹堰水利体系は近世のはじめから部分的に着手され近世中期にはほぼ完成された、いわゆる近世的な水利施設体系である。この一帯の村や町は近世を通じて小野・堀田・土屋・秋元等の多くの領主によってそれぞれ分割支配され、領主を異

にする村や町が複雑に交錯していたが、更にその間に神社領も数多く介在していたために、領有関係は極めて複雑であった。このような領有関係が笹堰水系の空間構造に少なからざる影響を与えたであろうことは十分考えられる。また明治二十二年成立した新しい行政区画をみても、この一帯は多くの行政区に分割

され、笹堰の灌漑地域は山形市・南村山郡東沢村・同灌山村のそれぞれ一部、さらに同郡南沼原村・同城西村(明治二十五年飯塚村・楸沢村に分離)のほぼ全域に及んでいる。さほど広いとは言えない灌漑地域は、行政区画上一市五村に分割されていたのである。後にもみるように笹堰関係の村(灌漑村)や町(城下町)は水利用を通じて実に密接な関係で結ばれているにもかかわらず、なぜこれほどまでに多くの自治体に分割されねばならなかったのか。その理由は決して単純なものではなかったろうが、少なくともこのような事実が物語るのは、水利をめぐる村落相互の関係が決して融和的・協調的なものではないということであろう。なおその後、東沢村大字小白川は早くも昭和六年に同村から分離して山形市に合併し、東沢村その他四ヶ村も昭和二十九年に山形市に合併されるにいたり、この灌漑地域ははじめて単一の行政区画の下に包摂されたのである。<sup>③</sup>

次に笹堰に関係する主な村落の農業構造を簡単にみてみると、村落によって経営形態や規模に多少の差異があつて、例えば扇頂部をしめる小白川では畑作や果樹作の比重が高く、扇端や盆地底の村落では水稲作が基幹になつている。しかし、蔬菜作や果樹作といつても主産地といえるほどのものは発展しておらず、ここはやはり東北地方に共通の水稲単作を基調にしていると言つてよい。また、このような水稲作中心の農業構造は市街地のスプロールの拡大によって強められ、畑地や樹園地を中心とする宅地化が急速に進行し、昭和三十五年から四十五年の十年間に、関係十四集落の耕地面積は一〇・七%方減少した。それに伴つて、昭和三十五年頃に芽ばえていた経営の多角化も阻止されて、酪農や畜産は衰退過程をたどつてゐる。養畜・養豚・蔬菜などの経営部門ごとにつくられてきた共同組織——それらはすべて村落の枠をこえていくつかの村落を包摂するより広い空間関係を持ち、その意味で新しい農村地域の形成要因になりつつあつたのだが——、それらも漸次空洞化あるいは解体の過程にある。また農家の経営規模は東北農村としては極めて零細であつて、例えば典型的な水田単作地帯である旧南沼原村の三集落(南館・吉原・沼木)をみると、昭和三十五年当時、一ha以下層が全農家の五〇・五%をも占め、二ha以上層はわずか〇・三%にすぎない。このような経営規模の零細性もまた、住宅地や工場の外

延的な拡大による農地の転用に伴います。ますます強められ、昭和四十九年には一ha未満層は五六・九%を占めるまでになっている。このように経営規模が著しく零細であるということは、旧来の水利組織の改編、例えばいわゆる水の個別の利用を生む主体的な条件が乏しいということでもあって、そのために後にみるように種々の再編をうけながらも近世的な水利施設による水利用が今日まで継承されてきたのであるし、またそれを改編する要因となるはずの近代的な水利施設である深井戸揚水機の設定といえども集团的に行なわれざるをえないのである。

笹堰の灌漑地域は地方中心城市として発展してきた山形の市街地に接するように拡がっている。戦後ことに昭和三十年以降、激しい市街化の波にあらわれて耕地の大巾な減少をみたのであるが、それとともに非農家の大量流入をみた。例えば水系末端に近く市街地から最も離れた旧南沼原村の三集落の農家率でさえ、昭和三十五年当時それぞれ六七・四%、七一・二%、七九・四%であったものが、昭和四十五年には二九・二%、四五・九%、五七・六%にまで低下している。最も早く市街地化をはじめた小白川のそれは今日五%以下にすぎない。非農家の急激な増大は、村落の地域集団としての等質性を薄めるものであり、それは村落のもっていた自律性あるいは結合性を弱める。そしてそれとともに村落の排他性やセクシヨナリズムをも薄めていく。このような村落組織の空洞化・解体と称される現象が、この一帯の村落にも確実に進行しているのであって、このような旧来の村落秩序の変動は水利をめぐる地域秩序に少なからざる影響を与えることになる。この点は後に再び言及する。<sup>④</sup>

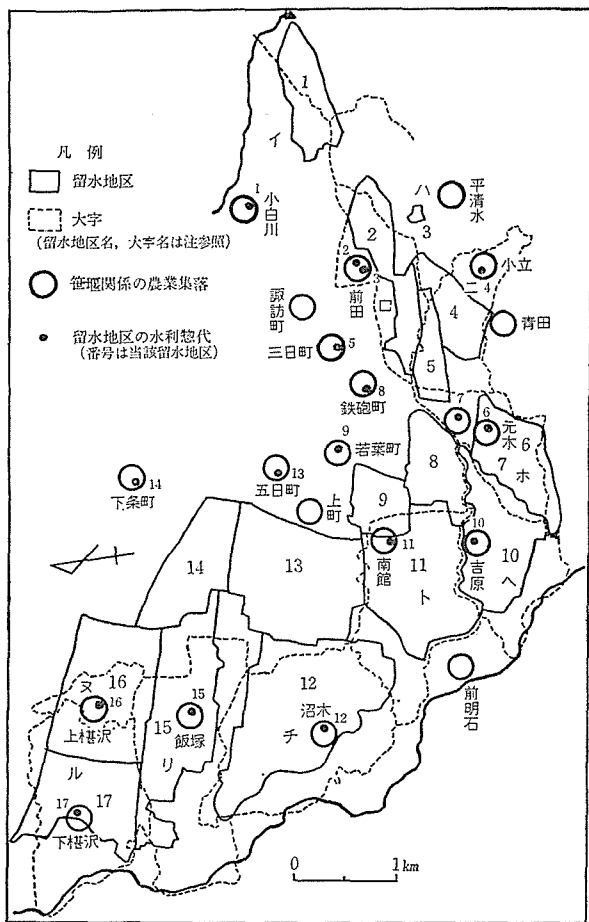
- ① 農林省農地局資源課『全国農業用水現況調査第一輯』（一九五四）。  
 ② この間の事情については次の著作に詳しい。山崎吉雄『馬見ヶ崎川 農業水利史』上・下巻（山形市役所・一九六五）。  
 ③ 山形県地方課編『山形県市町村合併誌』（一九六三）。  
 ④ 以上の事実は次の資料によった。農林省統計調査部編『一九七〇年世界農林業センサス・農業集落カード』山形市の項。山形県企画部『山形県の農業』一九七四。山形市農業委員会『農地の理由別移動及び転用状況調』一九五八〜一九七四年。その他。

### 三 水利地域にみられる平等性と階層性

A、留水地区と水利集団 前章では笹堰水系の一般的特徴や社会的・経済的な事情を概観したのであるが、本章では笹堰農業水利秩序の空間的構造を検討しよう。笹堰の水利慣行の成立やその歴史的展開については法学畑の山崎吉雄氏による極めて詳細な研究が既に公刊されている<sup>①</sup>。調査時点は昭和三十五年前後であり、氏の著書では笹堰の歴史的事情が明らかにされているとともに、昭和三十五年当時の水利慣行の実態にも詳しく、現代と比較考察する上で貴重な資料を提供しているが、しかし空間的な側面の分析にはなお不十分なところがある。本稿ではまず笹堰水利秩序の考察を昭和三十五年を出発点にして行なってみたい。この時点までは近世的な水利施設体系に基づく地域秩序が、後にみるような部分的な変化をうけながらも、なお本質的に変化せずに継承されていたと思われるからである。

前章で触れておいたように笹堰は河川灌漑施設であるにもかかわらず慢性的な水不足地帯であるために、毎年きわめて厳格な番水制を実施している。言うまでもなく番水制と呼ぶ水利慣行は、当該堰の水利権をもつ水田に一定の順序に従い定まった期間の間、順次配水していく水利用上の方式に他ならないが、このような水配分をこの地方では留水とよみ(止水)と称している。この留水では灌漑地域内の特定の水田(群)が、予め定められた順序に従って一定期間ずつ番水されていくわけであるが、笹堰ではこのような留水の基本単位として「水がかり地区」(以下慣行にしたがって留水地区又は地区と称する)が設定されている。留水地区は昭和三十五年当時、ほぼ一〇〇〇haの笹堰灌漑地域のなかに一七ほど設定されていた。この数は市街地化の波をうけた現在も変らない(第2図参照)。これら十七の留水地区を番水の空間単元にして配水が行なわれるのであるが、これらは単に番水のための便宜的な単元であるのではなく、極めて強い自律性をもち、笹堰の農業水利秩序はこれら一七の留水地区相互の複雑な諸関係から成り立っているのである。この意味で笹堰灌漑地域は強い自律性をもった一七の留水地区の空間的な統一体と言えるのである。そこで以下、この留水地区の空間構造およびそれら相互の空間





第2図 留水地区と大字

- [注] 1) 留水地区名 1. 小白川 2. 前田 3. 平清水 4. 小立  
 5. 荒植 6. 元木 7. 下前田 8. 八日町 9. 鉄砲町  
 10. 吉原 11. 南館 12. 沼木 13. 上町 14. 下条  
 15. 飯塚 16. 上楸沢 17. 下楸沢
- 2) 大字名 イ. 小白川 ロ. 前田 ハ. 平清水 ニ. 小立  
 ホ. 元木 ヘ. 吉原 ト. 南館 チ. 沼木 リ. 飯塚  
 ヌ. 上楸沢 ル. 下楸沢
- 3) 留水地区, 大字界は山形市利水係作製

関係を少し詳しく検討してみよう。

番水の基本単位にされている一七の留水地区をみてまず注意されるのは、それぞれの水田面積が第1表のA欄にみるように実に千差万別で、しかも大きな差異があるということであろう。小は平清水地区(第2図3番)の一haほどのものから、大は沼木地区(12)の二二〇haの大留水地区があり、規模の差は著しく大きい。留水地区の面積にこのような差異が生じたのは、留水地区の設定がある特定の基準あるいは枠組に基いて行なわれたからであるが、この点は後に考察する。

第1表 留水地区の規模と番水制

留水地区	A 灌漑面積及び水利組合員				B 留水期間及び番水順位 <sup>③</sup>							
	昭和36年 <sup>①</sup>		昭和50年 <sup>②</sup>		昭和35年 第1回		昭和43年 第1回		昭和35年 第4回		昭和50年 第3回	
	ha	戸	ha	戸	単位	番	単位	番	単位	番	単位	番
小 白 川	30.0	65	13.2	62	×		2	4	×		×	
前 田	36.0	89	38.0	91	×		2	4	3	8	3	7
平 清	1.0	12			2	12	2	14	2	13	2	1
小 立	22.0	70	—	65	4	8.12	4	8.14	3	10	3	6
荒 元	20.0	70	—	48	3	4.8	3	5.8	2	15	2	3
下 前	29.0	56	30.0	30	3	2	3	2	3	4	3	2
八 日					30.0	—	12.0	45	3	5	3	6
鉄 砲	22.0	70	12.0	40	3	6	3	7	3	14	3	1
吉 原	52.0	100	49.0	110	6	1.13	6	1.15	3	1	4	8
南 館	80.0	90	—	110	4	10	4	12	4	4	4	7
沼 木	220.0	180	100.0	210	4	7	3	9	3	5	3	8
上 町	99.0	110	65.7	123	5	9.11	5	11.13	3	6	3	6
下 町	35.0	78	—	23	3	3	3	3	3	16	3	5
飯 塚	75.0	131	82.0	153	3	6	3	7	2	12	3	2
上 榎	65.0	113	80.0	110	3	7	3	9	3	9	3	4
下 榎	114.0	100	55.0	107	3	5	3	6	3	7	3	3

- [注] ① 山崎吉雄『前掲書』85頁による。一印は不明のもの。  
 ② 山形市役所利水係調べ。一印は不明のもの。  
 ③ 12時間を1単位と計算。なお、ゴチック体は留水期間を二分割した地区。又、番水順位の内、ゴチック体は2地区同時留水のもの。×印は番水をうけなかった地区。

ところで一七の留水地区はそれぞれ慣行で定められた留水の期間を水利権の重要な内容として持っている。それは第1表のB欄に示してある通りだが、この留水期間は強い固定性をもち、受益面積の減少に差があるにもかかわらず不変のままである。それぞれの留水期間を比較してみると、それらの差は水田面積の差にくらべてはるかに小さい。例えば昭和三十五年の第一回番水をもても、小は平清水地区の二昼夜(表では二単位≡二四時間)から大は吉原地区の六昼夜(六単位≡七十二時間)である。また留水期間の決め方は著しく大雑把なもので、一二時間(元々は日の出・入を目やすにしていたのだが)を単位にして算定されている。留水期間と受益面積を対応させると、それぞれの留水地区の単位面積当り取水量に相当の不等等があることが容易に理解されよう。すべて慣行で運営されているため正確な統計資料は入手しようがないのだが、一七地区の間には相対的に水の潤沢な地区と著しく不足する地区がある。概して水系未

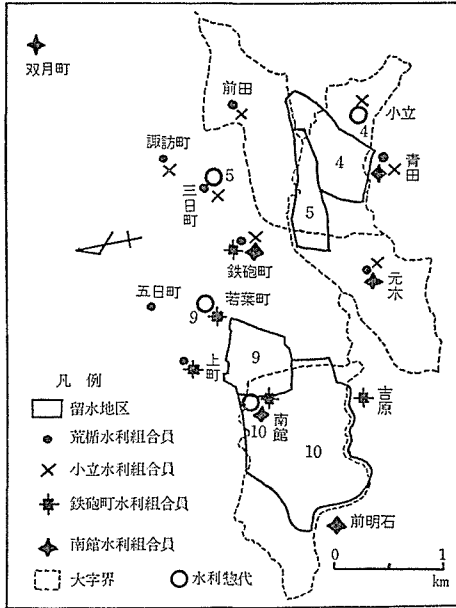
端の諸地区が水配分上不利である。こうなるのは留水期間の決定に地区相互間の力関係が入り、例えば有力な地主層の多い留水地区には相対的に長い留水期間が与えられる、ということがあったからである。かくて水利慣行による番水では各地区の水田が受ける水量に相当の不平等が生じることになる。また前述のように笹堰灌漑地域内で市街化が進むばあい、そのテナポは決して一様でなく各地区の受益面積の減少率はそれぞれ大きく異なっている。例えば第1表のA欄にみるように小白川・八日町・鉄砲町などの留水地区では大巾な減少がみられるが、前田・元木・吉原などの各地区はほとんど変化しない。にもかかわらずこの間、留水期間は少しも変っていない。この点に水利慣行の固定性の一面をみる事ができようが、これによって各地区の取水量の不平等性は更に強まったに違いない。少なくとも新しい不平等が生み出されていると言えるだろう。このように水利慣行に基く番水では、留水地区相互の間に水利用上相当の実質的な不平等があるのである。この点をまず確認したい。

次に検討すべき問題は、これら留水地区の空間構造についてである。それぞれの留水地区は番水の基本単位として一定範囲の水田を纏めたものであるが、その内部の水田は当該地区の番水時期に同時に配水され、他地区の番水時期に取水することは許されない。一枚一枚の水田は水利用上、どこかの地区に所属させられているので集团的な性格をもち、このため水利利用を強く外から規制されている。従って、農作業も留水地区ごとに同一歩調で進められねばならない。つまり、それぞれの留水地区は水利利用のみでなく農業経営においても、いわば機能的な統一体になっているのである。

ではこのような一つの空間的な作用構造体とも言えるような留水地区は、何を基準にして区画設定されたのであろうか。その事情を明らかにしてくれる歴史的资料は発見されていないが、地区設定のメルクマールを推定する一つの手だてとして、それぞれの留水地区の領域を調べて大字界と対応させてみた(第2図参照)。残念ながら入手しえた資料は昭和五十年のものであり、旧来のそれとは少し違っている。というのは昭和四十年代の前半に須川右岸の地区では耕地整理と水路改修が実施され、その際に旧来の留水地区に一部修正が加えられたからである。しかし、根本的な変化はないので、留水地

区と大字との比較は十分有効である。第2図でみるように両者は絞密にはほとんど整合しておらず、相互にかなりずれているが目立つ。小白川地区(1)は同名の大字(イ)の他、大字妙見寺や平清水(ハ)の一部にもまたがっているし、沼木(ロ)・飯塚(ハ)・上堰沢(ロ)などの諸地区も隣接する二、三の大字にまで広がっている。この点も実は笹堰の地域構造を考えるばあいに無視できないことであるが、しかし他方、前田(2)・小立(4)・元木(6・7、下前田を含む)・吉原(ロ)・南館(1)などの留水地区の領域は、同名の大字の領域に一致したり、あるいは大字内部にほぼ纏っている。残りの留水地区といえども、そのエリアの過半はそれぞれ同名の大字域からなっているといつてよい。小白川地区のばあい、大字小白川へ帰属する部分が少ないのは、市街地化によって地区の西半分が消滅したためである。ただ荒楯地区(5)のみは、同名の大字をもたず前田(ロ)・小立(ニ)・元木(ホ)・平清水(ハ)の四大字のそれぞれ一部から成り立っている。このように留水地区と大字——それは旧藩政村の領域をほぼ踏襲していると考えてよい——とがかなり整合したり、地区の主要部分が一つの大字からなるということから、留水地区の設定に際して、当時実質的な纏りをもって旧藩政村の領域が地区設定の枠組にされたと判断して誤りなからう。この一帯では村落形態は集村が一般的であり、一集落——一藩政村であった。しかし留水地区設定の基準がこれだけにとどまらないことは、両者が大なり小なりずれていることから明らかであり、別の基準、例えば水路網の形態や村落農民の耕作圏のひろがり等がその都度必要に応じて相当に考慮されたものと推察される。ともかく留水地区と大字との空間的な対応関係は以上のようなものであるが、このことが留水地区の内部構造や地区相互の空間関係と密接な関係をもつことになる。

笹堰ではそれぞれの留水地区ごとに関係農家により水利集団が組織されて水管理の主体になっている。それらはいずれも今日まで任意組合であるが、この水利集団の性格はどのようなものであろうか。これを考えるには、水利集団の空間構造、殊に水利集団と農業集落との空間的な対応関係を検討せねばならない。笹堰を丹念に調査した山崎氏はこれについて意識的な調査はおこなっていないが、氏が蒐集した断片的な資料と筆者の最近の調査からこの関係をみると、両者の対応



第3図 留水地区水利集団の空間構成

〔注〕 1) 留水地区番号は第2図に同じ。

関係はかなり複雑であることがわかる。つまり、一つの水利集団の構成メンバーがいくつかの村落に分散しているのが目立っている。例えば、最も極端な例として荒楯地区があげられるが、前述のようにこの地区は前田・小立・元木・平清水など四大字に介在して設定されており、ここにはまとまった村落はない。この留水地区の水田所有者すなわち荒楯水利組合員は、第3図にみるようにこの地区の周辺にある上町・五日町・鉄砲町・前田・元木・青田・諷訪町などの農業集落の農民である。つまり荒楯地区の水利集団は、地区周辺の村落農民の混合集団であって、このような水利集団が村落的な性格をもっていないことは明らかである。また大字平清水に分離して設定されている平清水地区の水利組合員は平清水と前田の二集落の農民から成るが、後者の方が多い。水管理の最高責任者である水利惣代も現在は前田村落から出ている。更に鉄砲町地区(9)の水利組合員は昭和三十六年当時約七〇名ほどであったが、この内鉄砲町在住の農民はわずか四、五名にすぎず、他は近隣の南館・吉原・上町などの集落農民によって構成されていた(第3図参照)。ここでも水利

集団は単一の村落をなしていない。但し、鉄砲町在住の農民は八日町留水組合の主要メンバーであって、八日町留水組合∥鉄砲町(農業集落)とみてよい。⑤。最近の調査によると、例えば南館水利組合のメンバーは南館(農業集落)一〇七名を筆頭に鉄砲町一五名、前明石六名、青田、元木、双月町各一名という構成である(第3図参照)。水利集団のメンバーは相当広範囲にまで広がっており、この状態は時とともに強まってきている。各地区の水田所有者∥耕作者の空間的範囲が広

がる傾向にあるからである。このようにそれぞれの留水地区の水利集団がいくつかの村落のメンバーからなるのは、既にみたように留水地区そのものがいくつかの大字に跨がっていること、更に各村落農民が所有する水田が当該大字に限られずいわゆる出作・入作が少なくないからである。このため各地区の水利集団は特定の村落農民とは一致しなくなる。荒楯や鉄砲町地区のように、水利集団が専ら隣接集落農民の寄合集団のようになっていくものも出てくる。また、ある農家が二、三の留水地区に水田を所有し、それらの水利集団に同時に加入しているケースも少なくない。各農家の所有地が広く分散し、その分布がしばしばいくつかの留水地区にかかることがあるからである。このように、笹堰水系の灌漑地域は利水上は一七の留水地区に分割されながらも、それらを水利集団からみれば相互に重層した構造をもっている。こういう点で、水利をめぐる農民相互の関係は連続的なものであり、その統一体が笹堰水利組合に他ならない。笹堰をめぐって結ばれた水利集団の機能地域は、その灌漑地域よりいく分広くなっている。

それでは一七の留水地区ごとに編成されている水利集団は、何らの自律性、そしてそれを基礎にした排他性というものをとまないのか。換言すれば、笹堰灌漑地域の内部には水利をめぐるセクシヨナリズムは存在しないのか、という点を決してそうではない。そこにはやはり水利をめぐって地域的なセクシヨナリズム、しかもいわゆる村落的な水支配秩序が明確に認められる。因みに近世期に笹堰内部でしばしば繰り返された水論は、常に村や町相互の水論という型で顕在化し、領主権力によってそのようなものとして処理されてきた。かつては笹堰関係の村や町を「組合村」と呼び、今日もなお、一七地区を「小白川ほか一六ヶ村」と呼び習わしている。これらのことは留水地区の水利権の主体がやはり村や町と觀念されていることを雄弁に物語っている。

前述のように各地区の水利集団は村落とは必ずしも一致していない。荒楯や鉄砲町地区のように、水利集団が隣接集落農民の寄合集団のような構成をとっている例も確かにある。しかしながら他の多くの留水地区の水利集団についてみると、その構成員の大部分あるいは過半数はある特定の集落、殊にそれぞれの留水地区が主に所属する大字集落の農民から

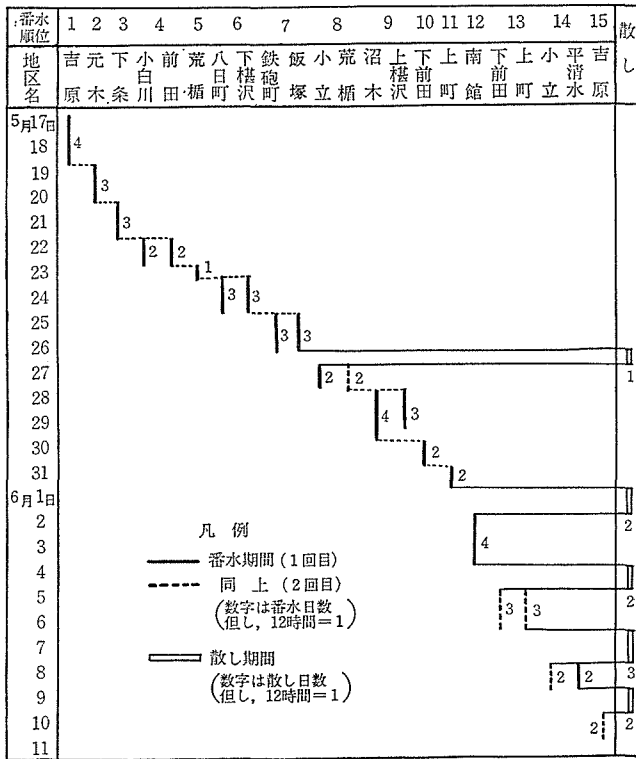
成っていることがわかる。例えば南館地区では組合員一三二名のうち、南館村落のものが一〇七名を占める。八日町留水組合員五〇名のうち、鉄砲町在住者は三〇名ほどであり、同様に小立水利組合員六五名中、小立村落農民は約三〇名を占める。これらの例が示すように、各々の水利集団はある特定の農業集落の農民を中心にして編成されている。そして、地区内の水管理の最高責任者であり、かつ他地区との折衝役である水利惣代は、これら特定の集落から選出される。このようになるのは前述のように、それぞれの留水地区の領域の大部分が一つの大字からなるからであって、当然といえば言えよう。村落農民の所有 $\parallel$ 耕作水田は、当該村落の周辺に纏っているのが普通だからである。このように留水地区の主要部分が特定の大字からなり、その結果各地区の水利集団がそれぞれの大字集落の農民を主要メンバーにしていること、このような空間構造をとっているため、それぞれの留水地区の水利権は旧村あるいはそれを継承してきた村落に帰属するものと観念されるばかりでなく、現実には村落を主体にして水管理が行なわれるのである。一七の留水地区が「小白川ほか一六ヶ村」と呼ばれるのは、このような事実に基づいているといえる。水利集団と村落との同一性、留水地区の村落的支配を示す例として、下樫沢地区ではかつて水利費は村落経費のなかに含ませて一括徴集されていたし、南館地区では水利副惣代は村落の区長が兼任する慣例になっていた<sup>⑧</sup>。更に吉原地区では留水地区 $\parallel$ 村落内の水路の川浚えには、非農家も含めて吉原村落全員が参加の義務を負っていたといわれる。今日このような水の村落的支配を示す慣行はいずれも廃止されているが、しかし昭和三十年ごろまでは笹堰の水利用は二、三の例外を除いて村落を主体にして行なわれていたのである。留水地区相互の水論が、常に村相互の水論として顕在化するのはこのことを傍証していよう。かくて笹堰水利地域は水利体系や水利集団の上では確かに連続性をもった一つの統一地域であるにもかかわらず、その内部にはやはり村落的な水支配秩序が貫徹し、自律性と排他性をもった多くの留水地区（水利集団）に分断されていると言えよう。この意味で笹堰水利地域は非連続といえることができる。各地区や村落は同一水系に沿うもの（*River*）として、協働と敵対、開放と閉鎖、連続と非連続といえるような空間関係にあるわけである。このような複雑な地域秩序を基礎にして次にみるような配

水をめぐる水利慣行が機能しているのであり、それが又特有の地域秩序をつくりあげる。

B、番水制をめぐる地域秩序 前項Aでみたような一七の留水地区が、毎年五月下旬から実施される番水に参加する。各地区は慣行によって定められた留水期間を権利（留水権）として持っているが、それは一二時間を一昼夜として算定され第1表B欄のように二〜六昼夜（表では単位）である。留水期間の決定は歴史的な事情や地区間の力関係が介入して行なわれているので、すべての地区が平等の水を得るわけではない。概して水系末端の諸地区は常に水不足に悩まされがちである。つまり水利慣行による配水では、それぞれの地区は実質的に不平等である。この点は既に指摘しておいたのでこれ以上触れない。

ところで笹堰の水利慣行では、次の二つの方法で水配分が行なわれている。一つは番水方式であって、一、二の地区ごとに日時を限って順次番水していく方式。もう一つの方式は「散し」と呼ばれる方式であって、すべての支堰を開放しそれぞれの分水率に従って自然流水を行なうもの。いわば番水の一時的な中止と言ってよからう。この番水と散しという二つの方式は普通、番水の間には散しが介在するというように交互にとられる（第4図参照）。ところでこの二つの方式を組み合せて一七地区に配水していく場合、まず注目されるのは全部の留水地区の番水を終了させるには著しく長い日数を要するということである。例えば昭和三十五年の第一回の番水に参加した一五地区が受けた延べ番水日数は二六日である。この間に五日間の散しを介在させているので、もし一地区ごとに番水していくならば一回の留水日程の完了に三一日を要することになる。一七地区全部が参加した昭和四十三年の第一回留水について同様の計算をすれば三三・五日にも及ぶ（第4図参照）。実際には後でみるような工夫が凝らされて一回の番水日数は少し短くなる。だが、第一回の留水は五月下旬から開始され、別名「引水」とよばれるように、当時この地方では苗代期と本田代掻期という稲作上最も重要な時期に相当するのであるが、番水が三〇日以上にも及ぶことは留水地区間の田植時期のタイムラグを大きくし、ひいては収穫量や所得にも少なからざる影響を与えることになる。番水の時期がいつになるかによって、留水地区の間に大きな利害をも





第4図 第1回番水プラン（昭和43年＝旧方式の例）

たらずことになるわけである。

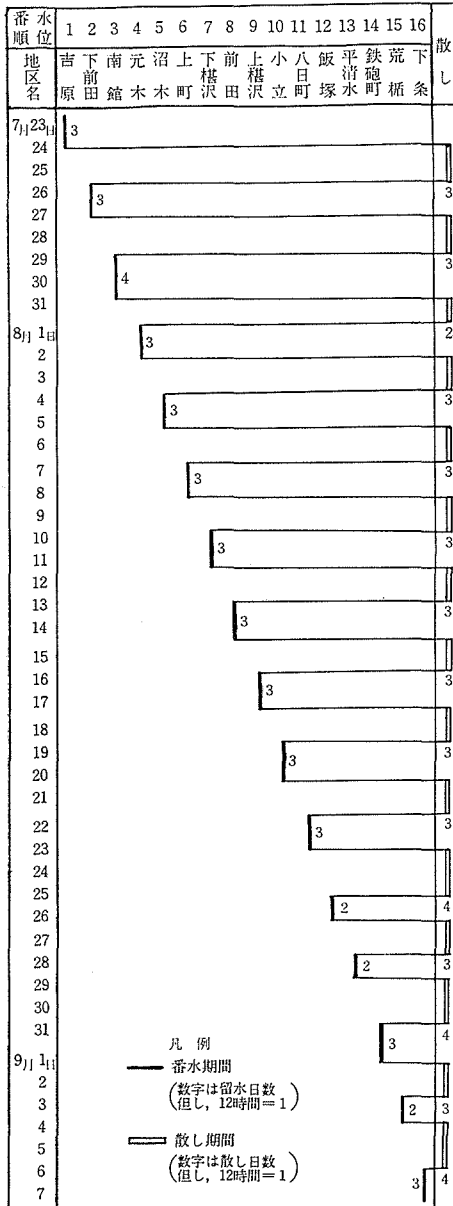
そこで水利用上の地区間の利害、従って不平等性をできるだけ緩和するための工夫が凝らされることになる。例えば番水に際して一地区ずつ留水するのでなく複数地区を同時に留水する方法。この方法によれば一定の留水期間内に各地区が取水できる用水量は確かに減少するけれども、各地区が慣行上持っている留水期間の消化は早まって一回の番水期間は短縮されるので、配水のタイムラグは相当に小さくなる。しかし笹堰の水量が限られているのでそれほど多くの地区を同時に留水するわけにはいかず、普通はせいぜい二地区の同時留水が行なわれるのみである。

また、二地区同時の留水を一般化するにも水量は十分ではないので、この方法は一部にしか採用できない。例えば二地区同時番水は昭和八年の第一回留水で三回、昭和三十五年に六回、昭和四十三年に七回であった。（第1表および第4図参照）。同時留水はしだいに多くなる傾向にあると言えようが、これを普遍化させるには用水量の増加、あるいは必要水量の減少という条件がある。因みに二地区同時留水が完全に実施された

のは昭和四十五年からである。ともかくこの方法によって番水日程の消化は早まり、例えば昭和三十五年には二三日、昭和四十三年には二五日にそれぞれ短縮されている。これによって番水からくる地区間の不平等はいく分縮小されたと言つてよい。

だがこのような工夫によつても、最初の留水地区と最後のそれとの間には二五日前後のタイムラグが生じてくる。そこでもう一つの工夫が凝らされてくる。それは各地区のもっている慣行留水期間を二分して、前後二回に分けて番水するという方法である。この方法では番水期間は勿論短かくならないけれども、全地区への番水のローテーションは大巾に早まるのであつて、例えば仮に全地区の留水期間を前後に二分すると、配水のローテーションは半分になる計算である。但し、実際には留水期間の分割は総ての地区で行なわれておらず、昭和八年四地区、昭和三十五年四地区、昭和四十三年五地区というように一部に限られている(第2表B欄参照)。しかし、この方法によつて配水上のタイムラグは大巾に縮小され、一部の例外を除いて普通、配水のローテーションは一五〜六日程度になっている(第4図参照)。以上のような番水の地域システムの合理化によつて、配水上のタイムラグから生じる地区(村落)間の不平等や利害を可及的に緩和しようとしているのである。このことから笹堰水利地域内の留水地区、村落相互の關係に平等の原理が貫徹していると言ふことができる。

しかし、このような工夫を導入してみても、一七地区すべての番水にはなお相当の日時を要する。そのためになおして番水の順序が重要な問題になつてこざるを得ないが、番水順序の決定に於ても平等原理が貫かれていることは注目に値する。つまり、第一回の番水に際して一七地区の水利惣代が予め笹堰水利組合長宅(大字小白川、現小白川町)に参集し、各地区の農作業の進捗状況などを話し合った上、その都度協議によつて番水順序が決定される。ここには特權的な權利をもつた留水地区は存在していない。ただ、第一回の留水順序をみるとある程度の固定性がみられるようである。例えば昭和三十五年と四十三年の留水順序を比較してみると、吉原地区はいずれの年も一番に留水されているし、元木地区は二番、



第5図 第2回以降の番水プラン  
(昭和35年第4回=旧方式の例)

下条地区は三番になっている。また平清水地区は一二と一四、小立地区は八・一二と八・一四、荒杣地区は四・八と五・八番となつて概して変動が少ない(第1表B欄参照)。しかしこのことは番水順序の決定に何か特権的な要素が介入したことを意味しないのであつて、留水地区それぞれの例年の農作業の進捗状況に対応したものと云つてよからう。何らかの事情で農作業が例年早い地区と遅い地区があり、それに対応して番水順序が決められれば順序の変動は少なくなるわけである。また、第一回の番水のローテーションはほぼ半月程度で一巡するので、番水順序がさほど決定的な影響をもたないということも、順序の固定性を逆に助長したものに違いない。番水順序が極めて重要な問題になるのは第二回以降の番水に於てである。

第一回の番水は昭和四十四年以前には、ほぼ六月二日前後に完了するが、それに引き続いて第二回以降の番水が始め

られる。これらの番水は初回と異なり一地区ごとの番水である。また、散しも極めて頻繁に介在させられ、しかも長時間にわたる。このため留水日程の完了、即ち番水ローテーションには一ヶ月半という実に驚くべき長時間を要する。例えば第5図にみるように昭和三十五年の第四回番水日程によれば、この時の番水は七月二三日に始まって九月七日にようやく終了することになっている。この間の散し日数は延べ二三・五日にも及び、第四回番水期間(四六・五日)の五〇・五%をも占めている。もし日程通りに番水が実施されると、それぞれの留水地区はこの一・五カ月の間に唯一回の番水を受けるのみである。現実にはこの間散し水を利用できるし、また後に述べるように流しと呼ばれる慣行があるのでこのようなことはないが。それにしても、このような配水方式をとるかぎり第二回以降の番水期間中の用水不足は実に激しいものであったろうことは容易に想像できる。

このような水利事情のため、番水時期がいつになるかは各地区の農業経営にとって極めて重大な利害を生じさせるので、番水順序は常に論争の対象にされてきたようである。そこでいつの頃から詳かでないが、番水順序を抽籤によって決める慣行が成立した。即ち例年、第二回以降の番水開始前に全地区の水利惣代が集まって、その都度抽籤によって番水順序を決定するのである。また、抽籤に際しては、前もってその抽籤順序を決める抽籤を行なう習であり、これを「豆くじ」と称している。確率論から言えば全く無意味とも言える豆くじの抽籤は、番水順序の決定が地区農民にとっていかに重大な関心事であるか、そしてまたそれ故に各地区が順位決定に於て可及的に平等たりえようという感情の強さを雄弁に物語っていて興味深い。抽籤による番水順序がその都度全くアトラダムになるのはいくまでもない。このように第二回以降の番水をめぐる地域秩序のなかにも平等原理がより強く貫徹しているのであるが、この平等は極めて形式的なものである点に注意すべきであろう。前に触れたように各地区の単位面積当り取水量には相当の不平等がみられるからである。実質的には不平等であるにもかかわらず形式的には平等を追及する。これは農村社会に固有の行動原理ということができようが、それが上でみたように水利をめぐる地域秩序に典型的に表われているといえないだろうか。

なおこのことに関連して少し付言すれば、抽籤による番水順序が全くアトランダムになるからといって、これによって水配分の平等性が達成されるわけでは決してない。この点は山崎氏も指摘していることだが、例えば第一回の末尾に番水された地区が第二回の先頭にくることもあるし、逆に第一回のはじめに留水を受けた地区が第二回の末尾に当ることも十分ありえよう。こうなると前者のばあいには第二回の番水は充分生かされないだろうし、後者のばあいには一回と二回の番水の間に著しい水不足に悩まされることになるに違ひなからう。このように抽籤による番水順序の決定というものは、番水に於て単に特権的な地区を排除し、順序決定に於ける平等の機会を保障するにすぎない。それは何よりも順序決定にまつわる地区間の論争を回避するための苦肉の策とも言つてよく、この慣行による水配分は決して実質的な平等を実現しない。このような水利用の不合理性は、留水地区あるいは村落のセクシヨナリズムを基礎にして水利用の形式的な平等を実現しようとすることから当然出てくることであろう。このような不合理性を解決し水配分の平等性を実現するためには、留水地区ごとの水利集団のセクシヨナリズムを解体し、単一の水利集団の下に統一的な水利用計画に従った用水配分が行なわれる必要があるのだろうが、これは今日でもなお実現していない。もっともそのためには水利をめぐる地区間の利害を解決する物的な条件、例えば用水事情の大巾な改善が必要なのであろうが。因みに番水ローテーションが大巾に縮小された昭和五十年の第三回番水順序は第二回のそれを無抽籤で踏襲した。一つの合理化ではある。しかし、今みたような不合理性を今おいて考えるならば、番水に於ては特権を有する留水地区はなく、総ての留水地区が平等の原則で結ばれていると言つてよい。これが笹堰水利地域の一つの特質である。

C、散し慣行をめぐる地域秩序 前項でみたように番水慣行に於ては一七の留水地区は利水上、一応フラットな関係にあると言えるが、では一七地区は水利用の総てに於て完全に平等なのであろうか。実は決してそうではなく、一七地区の中には利水上常に優位な地区と劣位の地区、あるいは特権をもつ地区とそうでない地区がある。勿論、番水慣行に於ても歴史的な事情や力関係によって留水期間が左右されるので、単位面積当りの取水量に相当の差異があることは既に再三触

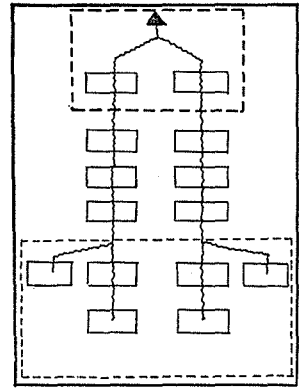
れておいたので、これには論及しない。水配分上の一層大きな不平等は、実は番水の間頻りに介在させられている散しと呼ばれる配水から生じてくる。この散しによる配水期間は昭和三十五年の第一回番水では二三日の内五日間(二一・七%)、同年の第四回番水では四六・五日の内二・三日(五〇・五%)、昭和四十三年の第一回番水では二五日の内五日(二〇・〇%)をそれぞれ占めている。これらの例が示すように散し期間が一回の番水期間に占める割合は、第一回のいわゆる引水に於てはほぼ二割程度を占めるにすぎないが、第二回以降になると実に五割強に達する。笹堰用水の約半分ほどが散し水になる計算である。

散し期間中はいずれの支堰も開放されて各支堰の分水比に応じて自然流水が行なわれるので全地区が平等に取水できるようであるが、実はそうはならない。散し水の利用に於ては、堰口に近く二大幹線水路である大堰と大鷹堰水路の最上流部を地域独占する小白川・前田の二地区が絶対的に優位な立場にある。二地区は水下地区よりはるかに多くの散し水を取ることができるので散し水で用水がほぼ充足され、そのため番水に参加しないことがあるほどである。このように散し慣行は小白川・前田の二地区に対して相対的に潤沢な用水を提供するので、散し期間が長ければ長いほど二地区の水利用上の優位性は強くなる。そればかりでなく、散し慣行は水下地区に対する支配的な特権を両地区に与える。というのは例えば両地区は散し水の利用を多少加減することによって水下地区に回る用水を操作できる立場にあるわけで、この特権によって両地区は水下の一五地区に対して支配的な位置に立つことができるからである。この意味で散し水は、水下の一五地区にとつては小白川・前田地区のいわば余水とも言える性格をもっているときえいえる。このような散し慣行に基づく水利用によつて笹堰関係一七地区の間には水上・水下という地理的位置に対応した明確なヒエラルヒー秩序が形成され、その頂点に立つのが小白川・前田の二地区、とりわけ堰元に最も近い小白川地区である。この小白川地区の優位性は、笹堰水系上の最上流部にあり、幹線支堰の分水を操作するのに最適の位置にあることで更に強化される。例えば笹堰の最高責任者である笹堰水利組合委員長は、小白川地区の水利組合によつて小白川村落在住の農民から選出され、他の一六地区で彼を承認

する慣行になっている。委員長は笹堰用水を取仕切る強大な権限をもっているが、それは小白川地区のもつ特権の人格化に他ならない。

また小白川・前田地区の利水上の優勢を示す慣行を二、三あげてみると、例えば両地区は香水の実施を最終的に承認する権限をもつ。つまり、笹堰では予め抽籤によって決められている香水の実施に先立って、当該地区はいわゆる留水許可証を得なければならぬ慣例であるが、そのためには小白川・前田の二地区の水利惣代および妙見寺区長の承認印がいる。妙見寺村落が許可証に顔を出しているのは、笹堰の取水口がこの大字地内にあるからに他ならない。ここにも近世以来継承された村落的なセクショナリズムが見られて興味深い。また、例年一七地区の正副水利惣代と山形市の水道・消防関係者が参集して、笹堰の守り神である蔵王権現を祭る行事が催されているが、この時、小白川地区の四名は客分として招待される習しになっている。勿論この慣行は今日、一年間の分水作業等の労をねぎらうという意味が大きいのであろうが、この慣行の背後には小白川地区の優勢な地位があることは疑えない。このように笹堰水利地域を精神的に統一する機能をもつ祭祀行事の中にも、水利をめぐる階層的な地域秩序がそのまま反映されていることは注目に値しよう。

D、流し慣行をめぐる地域秩序　ところで笹堰水利慣行のなかでもとりわけ特徴的なのが、「流し」と呼ばれる慣行である。この流しという慣行は、第二回以降の香水実施中に相当量の降雨があった場合に、香水を直に停止するとともに予め抽籤によって決められていた香水順序を御破算にし、三、四日後、改めて抽籤しなおした日程表に従って香水を再開するという慣行である。前述のように第二回以降の香水は日程表通りに進行すると、一巡するのに一・五ヶ月を要する。各地区は一・五ヶ月に一度の香水しか受けられないので、深刻な水不足に悩まされる。そこで笹堰用水の公平な配分がとりわけ重要になる。もし香水の途中で相当量の降雨があると香水が終ったばかりの留水地区も、またこれから香水に当る地区も千載一遇ともいふべき香水が無意味になる。つまり降雨前後の香水地区が、水配分上で不利益をこうむる。このようないわば突発的な自然現象から生じる留水地区間の不平等をなるべく平準化しようとして成立したが、この流し慣行で



凡例 □ 笹堰水利地域  
 □ 留水地区 ▲ 笹堰取入口  
 □ 留水承認権をもつ地区  
 □ 流し提案権をもつ地区  
 ~ 幹線水路

第6図 笹堰水利地域の階層構造とサブ・グループ (模式図)

この事実流しのもつ意味を示唆して興味深い。

ところで、一度決められた番水順序の停止・割替えという、それぞれの留水地区にとって少なからざる利害をもたらすような流しの決定は、誰がどのようにして行なうのか。流し慣行をめぐる地域秩序はどのようなものだろうか。流しの決定は一七地区の代表による協議によるのではなく、水上の小白川・前田の二地区によって行なわれるのではない。この流しの決定をなしえるのは、笹堰水系の末端にあたる六地区(南館・吉原・元木・沼木・飯塚・下樺沢)に限られている。これら六地区の中でも南館・吉原の二つの留水地区は、流しの提案者になる権利をもっていて、両地区はこの権利を一年交替で交互に所有する習である。そしてこの二地区の一方と他の四地区は、流しの提案に対して承認する権利をもつ。これら五地区は流しのいわば共同提案者であると言ってよい。これらがいずれも笹堰水系の末端に位置する留水地区であることは注目を要する。流し慣行は短期的にはともかく、長期的にみれば常に深刻な水不足に悩む水系末端の諸地区に有利に作用する慣行に違いなく、だからこそ早魃の恐れのあるような少雨の年により頻繁な流しが行なわれるといえる。この意味で流しの提案権(もつとも流しの提案は他地区によって否定されないので決定権に等しいのだが)は水利用上の一つの特権と言える。もつとも、この流し提案権は決定権を水利上有利な特権と解するよりは、既に指摘したような平等原理の

あると言うことができよう。それは夏季の乾燥という自然現象を十分克服できない低い農業生産力の結果に他ならぬ。流しは普通年に三、四回、多い年で五、六回も実行される。七月下旬の番水が早くも第四回になっている(例・昭和三十五年)のは、この時までには早くも二回の流しが行なわれたからである。流しの回数は比較的多雨の年よりも、早魃の恐れのあるほど少雨の年の方がかえって多いという。



一発現形態にすぎないとした方が適切かもしれない。六地区は番水・散しの双方に於て常に不利な位置にあり、この不平等を流しによって少しでも緩和する、そういう役割を流し慣行は多分にもっているからである。それはともかく、前項(C)でもみたように、一連の水利体系で統一された笹堰水利地域の内部には、一方に散し慣行を基礎にして水利用上の特権をもつ小白川・前田の二地区(水利集団)のサブ・グループが形成され、他方には流し慣行の特権を有する六地区(水利集団)のサブ・グループが形成されているのである(第6図参照)。

- ① 山崎吉雄『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻(山形市・一九六五)。
- ② 例えば山崎氏によれば八日町地区はわずか三〇ha程度の受益面積しかないのに昼夜三日(三六時間)の留水権が与えられているのは、この地区の地主勢力が非常に強かったからであるという。山崎吉雄『前掲書』上巻、一〇五頁。
- ③ 山崎吉雄『前掲書』、一〇三頁。
- ④ 山崎吉雄『前掲書』、一〇五頁。
- ⑤ この地区を八日町地区と呼ぶのは、かつてこの地区の水田所有者の多くが八日町在住者だったからという。鉄砲町農民のほとんどは小作人であった。なお戦後この地区に設けられた土地改良区は鉄砲町土地改良区である。
- ⑥ 山崎吉雄『前掲書』。一五七～一六九頁。例えば宝永二年(一七〇五)の沼木村と飯塚村の水利紛争、同じく寛政四年(一七九二)の両

#### 四 階層的な地域秩序の変容

A、水利をめぐる地域秩序の変化要因 前章ではほぼ昭和三十五年ごろの笹堰水利地域の内部構造を検討したのであるが、本章では主としてその後の水利地域の再編成を考察する。周知のように最近の農業水利に関する研究<sup>①</sup>によれば、我国

- ⑦ 山崎吉雄『前掲書』。一〇五頁。一五四頁。
- ⑧ 但し、第一回番水の前半には散しは導入されないのが慣例のようにある。あわせて第五図、八図参照。
- ⑨ この年小白川・前田の二地区は第一回の番水に加わらなかった。理由は後で述べる。
- ⑩ 山崎吉雄『前掲書』。一三三頁。
- ⑪ もっとも六地区によって自由に流しが決定されるわけではない。流しを行なうための客観的な基準として屋根(置あるいは葺葺)から三滴のしずくが落ちる程度の雨量とされていた。勿論、これ以上の雨量があっても必ずしも流しは行なわれないわけである。ここにも流しをめぐる地区間の利害関係の一端がうかがえるだろう。

の水利慣行は農業Ⅱ農村の内外に生起する諸条件に対応あるいは規定されてしだいに變化している。この問題を精神的に追究している永田恵十郎氏は、固定性・不変性を含意しがちな水利慣行という慣用語を避けて、可変性を含むように農業水利秩序なる語を強いて用いているほどである。本稿では両者を強いて區別せず論を進めてきたが、我々の問題は水利慣行であれ農業水利秩序であれ、それがいかなる空間メカニズムとして機能しているか、そしてその變化がいかなる地域秩序の變化を通して現実化するのか、こういう問題である。本章では既に紹介した笹堰水利地域の内部構造が、この地域の内外に生じた諸要因に対応してどのように再編成されてきたか、これを考察する。このようないわば地域變化の問題は、農村社会の現代的な問題であるとともに、地域論なканずく地域進化論あるいは地域變動論の理論的な課題でもある。

第二次大戦後から今日までに笹堰関係地域に生じた地域的變化要因は決して少なくないが、その中で地域構造との関連でとりわけ注目されるのは次の二つであろう。その一つは、ほぼ農地改革が終了した昭和二十七年前後から、水系末端に位置する留水地区に数多くの深井戸揚水機が設置されたこと。これらのいわば近代的な水利施設は、旧来の笹堰用水の水不足を解消するための新しい給水源となるものに他ならない。従ってこのような水利事情の變化は、旧来の水利地域を變化させる大きな要因となる。水下地区の水利事情を改善し、それが引いては笹堰水利地域の再編成をうながしたからである。地域秩序の變動を招来したもう一つの要因は、上述のことと関連しているのだが、昭和四十五年から番水方式が大巾に改善されたこと。つまり、この年から複数地区の同時番水が完全に普遍化され、それは第二回以降の番水にまで適用された。これによって全地区の番水期間の消化が著しく促進されたばかりでなく、より重要なことはそれに伴って散し日数も大巾に削減されたのである。このような深井戸揚水機の設置、そして配水方式の大巾変更によって、旧来の近世的な水利施設体系と水利慣行によって形成されていた水利地域は相当に變動したのである。次にこれを具体的に検討してみよう。

B、深井戸揚水機の設置と土地改良区 戦前この一帯の村落では小作農率が著しく高かったのだが、農地改革後、新設された自作農による商品生産への積極的な取り組みがみられる。その際、旧来の水利慣行による水利用は重大な障害にな

る。前章でみたような厳格な番水規制、長期間のローテーション、とりわけ慢性的な水不足、これらは当然、商品生産発展の重大な阻害要因になるが、殊に水利用上常に不利な位置におかれた水系末端の諸地区の農民にはこれが痛感されたに違いない。この一帯には古くから多くの自噴性の堀抜井戸がありはしたが、これらは概して底が浅く給水量は微々たるものであり、笹堰用水の補水源としての役割は極く限られていた。これらに代って高性能の深井戸揚水機による給水が強く望まれたのである。昭和二十六年ごろから、主として水系末端の諸地区に深井戸の堀鑿と揚水機の設置がみられるのはこのような事情による（第2表および第7図参照）。これらの深井戸揚水機によって用水不足を解消するとともに、他から規制されないいわば自前の用水源を確保しようというのである。第2表にみるように、深井戸揚水機は昭和三十五年までに一二、その後更に七つ設置されている。しかし、巨額の資金を要するこれら近代的な水利施設の設置は、既に触れておいたように著しく零細な個別農家の能力には余るものであり、ほとんど総ての深井戸揚水機は集団的に、しかも国や地方自治体の財政的援助によって完成された。そのためそれぞれの深井戸揚水機の設置を契機にして土地改良区が設立され、その組織（集団）によって水利施設の維持・管理、更には水利利用がおこなわれることになった（第2表参照）。土地改良区のこのような設立事情や機能から考えて、それぞれの土地改良区の属地的な範域が、当該土地改良区が設置・管理している一、二台の深井戸揚水機の受益範囲に一致するのは当然である。第2表をみても各土地改良区の管轄範囲とそれが管理している揚水機の受益面積とはほぼ一致している。これは土地改良区の設立当初からみられたことで、二台目の揚水機は一台目のそれを補完しているのである。以上のように戦後設立された土地改良区という空間単元は、近代的な水利施設である深井戸揚水機の水がかり地区に他ならない。つまり揚水機の設置を契機にして新しい水がかり地区と水利集団が、旧来の留水地区と水利集団の上に形成されたわけである。

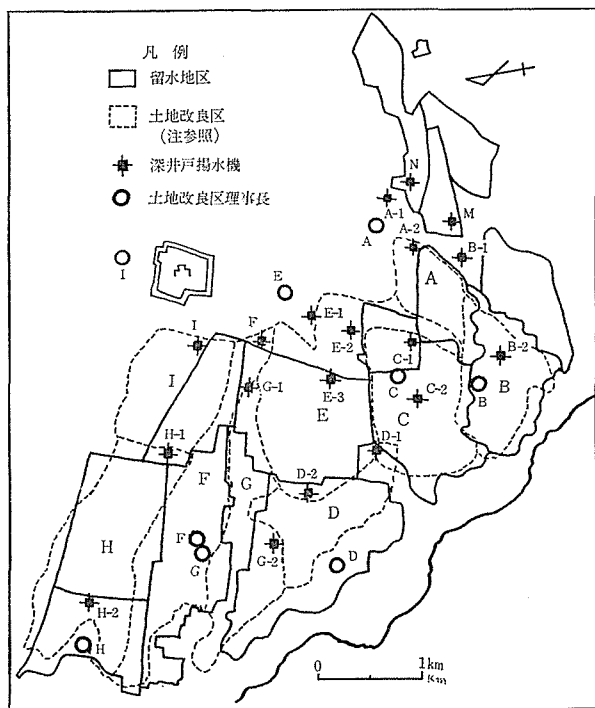
第7図にみるように深井戸揚水機の設置は、笹堰水系末端に近い一帯に限られているが、この一帯が従来深刻な用水不足に悩まされていたことは既に触れた。揚水機の設置によってこの一帯の水利事情が大巾に改善されたことは言うまでも

第2表 深井戸揚水機と土地改良区

深井戸揚水機名	記号①	管理団体名	掘鑿年	受益面積②		管理団体(土地改良区)の設立年・面積・組合員数③		
				昭和35年	昭和50年	昭和	ha	人
鉄砲町1号	A-1	鉄砲町土地改良区	昭和26年	33.0	33.0	昭和27年	48.7	110
〃2号	A-2	〃	33	58.5	58.5			
吉原1号	B-1	吉原土地改良区	29	62.7	68.7	29	51.7	110
〃2号	B-2	〃	43	—	60.0			
南館1号	C-1	南館土地改良区	32	70.0	70.0	32	65.3	117
〃2号	C-2	〃	42	—	70.0			
沼木1号	D-1	沼木堰土地改良区	32	71.0	30.0	32	57.0	140
〃2号	D-2	〃	43	—	25.0			
上町1号	E-1	上町土地改良区	26	50.0	156.0	27	97.6	156
〃2号	E-2	〃	30	50.0	50.0			
〃3号	E-3	〃	43	—	56.0	34	83.0	174
六十里越	F	飯塚土地改良区	34	80.0	48.0			
石関1号	G-1	石関土地改良区	34	76.0	80.0	34	67.6	168
〃2号	G-2	〃	42	—	80.0			
樫沢1号	H-1	樫沢土地改良区	33	60.0	60.0	33	60.0	188
〃2号	H-2	〃	45	—	60.0			
城西	I	最上川中流土地改良区	33	75.0	75.0	33④	60.5	139
元木	M	元木水利組合	42	—	30.0			
農業試験場	N	山形県	27	10.0	—			

- 〔注〕 ① 記号は第7図に便宜的につけたもの。  
 ② 山形市利水係調べ。  
 ③ 山形市利水係調べ。面積・組合員数は昭和50年現在。  
 ④ 設立年その他の数値は城西土地改良区のもの。

ないが、しかし揚水機からの給水ではなお必要水量を満たすには至らないので、今日でも笹堰の番水を受けていることに変わりない。つまり、土地改良区内の水田は、一部の例外(後述)を除いて従来からの笹堰用水と新設の揚水機からの用水という、水源を異にする二つの用水源によって灌漑される。このためこの一帯の水利組織は極めて複雑になったのだが、ではこれら二つの水がかり地区相互の関係、殊に新旧二つの水がかり地区の空間的な対応関係はどのようなものであろうか。これを図示したのが第7図であるが、結論を先どりして言えば、土地改良区(新水がかり地区)の中には確かに旧来の留水地区をほぼそのまま踏襲しているものや一部の境界を継承しているものがあるが、多くの土地改良区のエリアは旧来の留水地区とかなり掛離れている。両者のエリアは相当に重複してはいるが、むしろずれが目立つのである。両者の空間的対



第7図 土地改良区と留水地区

- 〔注〕 1) 土地改良区名
- |             |             |
|-------------|-------------|
| A. 鉄砲町土地改良区 | B. 吉原土地改良区  |
| C. 南館土地改良区  | D. 沼木堰土地改良区 |
| E. 上町土地改良区  | F. 飯塚土地改良区  |
| G. 石岡土地改良区  | H. 楯沢土地改良区  |
| I. 城西土地改良区  |             |

- 2) 深井戸揚水機名は第2表参照。  
 3) 資料は山形市利水係調べ。

応関係がこうなるのは、旧来の留水地区が3のAで指摘したように近世的な領有関係や村落秩序の枠組に規制されながら設定されたのに対して、新しい水がかり地区が配水の合理性をより強く指向して設定されたからに相違ない。これを具体的にみると、例えば第7図にみるように吉原(B)・南館(C)の土地改良区はほぼ旧来の留水地区を踏襲している。このような場合には当然、旧来の水利集団（組合）と土地改良区のメンバーとはほぼ合致するのであって、因みに吉原では現在、水利物代と理事長とは同一人物の兼務となっている。そしてまた吉原では笹堰の水利権は依然として留水地区の水利集団

（吉原村落）の所有であることに  
 変りないけれども、留水地区内の番水の実際上の運営は土地改良区が取り仕切ることになっていると言う。かつての水利集団の持っていた権限や機能は実質的には新設された土地改良区に移行していると言ってよく、これによって水利用の村落的性格は著しく弱まるのである。因みに吉原村落ではかつて留水地区に大字内の溝汲え（鍵役と称す）には非農家も含めて村落全戸が出役の義務を負っていたが、今

日年一度の市清掃日を除いてこのような慣行はない。また、南館地区の水利副惣代はかつて南館村落の区長(町内会長)が兼務する慣例であったが、この慣行は今日なくなっている。南館でも留水地区の番水は土地改良区が主体となって実施する。南館や吉原のばあい、留水地区と大字の空間的な整合性が高く、従って水利集団の村落性格が強固であったのだが、非農家の増加によってこの性格は漸次失なわれるとともに、水利集団は水利で結ばれた機能集団に純化された。そしてこの過程で新設の土地改良区への権限移行が進み、両者は実質的に融合されたものと考えられよう。ここでは従って笹堰と深井戸の二つの水源から得られる用水は、専ら土地改良区によって統一的に管理される。従来の留水地区と水利集団の機能地域は漸次形骸化する。

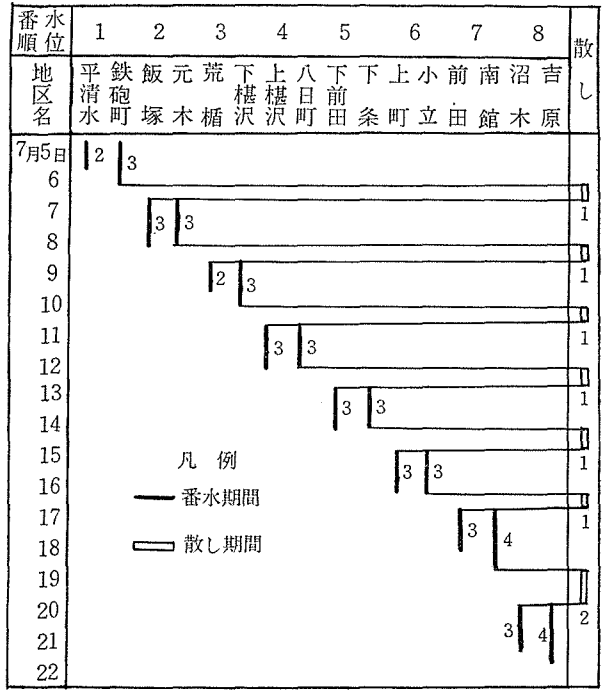
ところが上記二つの土地改良区以外のばあい、その範域は旧来の留水地区と相当にずれている。例えば沼木堰土地改良区(D)は沼木地区(12)の東半分に限られているし、上町土地改良区(E)は沼木と鉄砲町(9)・八日町(8)の三地区にまで拡がっている。また樫沢土地改良区(F)は旧来の上・下樫沢地区(16)・(17)を包摂しているし、石関土地改良区(G)も沼木・飯塚(15)・上町(13)三地区のそれぞれに跨って設定されている。さらに土地改良区の特質を最も端的に示しているのは城西土地改良区(I)であって、そのエリアは笹堰水系の下条地区(14)のみでなく、水源の異なる御殿堰水系の一部にも及んでいる。深井戸揚水機の設置を契機にして、二水系に跨がる全く新しい水がかり地区が形成されたのである。その他の土地改良区も新しい水利単元という点では同じであって、因みに樫沢、石関、城西、沼木堰という土地改良区の名称は、笹堰の留水地区名にはない。いずれも新しい水利単元に付けられた名称である。

このような空間構造をもつ土地改良区が設立された地域では、水源の異なる二つの水がかり地区が大なり小なり空間的に乖離しながら重層的に併存することになり、当然それぞれの水利集団も構成メンバーを一部異にしながら組織されることになった。このことは確かに水利をめぐる村落間の空間関係を緊密にし、かつての留水地区(水利集団)相互の排他性やセクショナリズムを漸次稀薄化する作用をもつに違いない。このことは後にみるような番水方式の大巾改善に少なから

ざる影響をはたしたと考えられる。しかし、水の合理的な利用という観点からみれば、新旧二つの水利単元や水利集団が併存する状態は種々の不合理性をもつ。この不合理性を解消するためには、新旧二つの水利単元を空間的に統一し、水管理の主体を統合することが望ましいのであろうが、このような水利をめぐる地域システムの根本的な再編成は未だ実現されてはいない。

深井戸揚水機の設置や土地改良区の設立は以上のような空間構造や問題点をもっているけれども、これら近代的な水利施設の完成は笹堰水系末端の諸地区の用水事情を著しく改善したことは言うまでもない。また、土地改良区ごとに独立した水源をもち、土地改良区内の水田は厳格な番水規制からもある程度解放され、水の個別利用——揚水機の利用は著しく個別的行なわれている——をある程度実現した。これらは水系末端の留水地区の笹堰への依存度を大巾に減少させ、引いては笹堰水利地域のヒエラルヒー構造を空洞化あるいは解体させる重要な要因になる。水上地区がもっていた水利上の優位性や特権は漸次、相対的にも絶対的にも弱まってこざるをえない。このような地域秩序の変化を背景にして、昭和四十五年に従来の水配分方式の大巾改善が行なわれたと言える。そしてそのことが又、地域秩序の再編を促進した。次にこれを具体的に検討してみよう。

C、配水方式の改善と地域秩序の変化 前章で紹介したように笹堰用水の配分は番水方式と散し方式の二本立てで行なわれている。深井戸揚水機が設置された留水地区も、笹堰用水への依存度を相対的に低下させながらも番水から離脱することはできない。その依存度がなお著しく強固であった昭和三十五年当時の地域秩序を復原したのが前章であった。そこで紹介したように番水方式の水配分に於ては、第一回の留水に限って地区間のタイムラグを縮小させるために、複数地区——普通二地区——を同時に番水させることが古くから部分的に行なわれていた。しかし、第二回以降の番水は一地区ずつ行なわれ、その間に多くの散し期間を介在させていたので、一回の番水には一・五カ月を要していた。このような水利慣行および配水方式では水下地区に深刻な用水不足をきたすことになるし、また一七地区の間に水利をめぐる階層的な



第8図 新方式の番水プラン（昭和50年第3回の例）

ところが方式が改善された昭和四十五年には、五月一七日から始めて早くも五月三一日には一回目を終了している。わずかに一四日で番水を一巡させている。この際、従来のように番水を前後二回に分けて行なうことは中止された。もはやその必要がなくなったからである。

だが、番水ローテーションの短縮は第二回以降の番水に於てより著しい。第二回以降の番水は従来一地区ずつ行なわれていたが、これをも完全に二地区同時留水にしたからである（第8図参照）。これによる番水ローテーションの短縮の程度

地域秩序が形成されざるをえない。それはまた同一水系に沿う留水地区あるいは村落間のセクションリズムを助長する。このような水利地域内の矛盾（地域矛盾）の根本原因となっていた水配分方式が昭和四十五年から大巾に改善された。即ち、この年の第一回番水から複数地区の同時留水が普遍化された。昭和四十六年の第一回番水では三地区同時番水を一部試みたが、これでは三地区に充分水が回り切らないので中止し、以後は二地区ごとの番水である。これによって当然、番水のローテーションは著しく早まった。例えば昭和四十三年の第一回番水（第4図参照）では七回の同時番水を入れているが、それでも全地区の番水は五月一七日から六月一一日まで、二五日間を要している。



は、第5図と第8図を比較してみれば歴然としていよう。つまり、昭和三十五年の第四回番水は、日程表によれば七月二日から九月七日まで、四六・五日を要することになっている。ところが昭和五十年の第三回番水は七月五日に始まり二日に早くも完了している。これに要した日数はわずか一七日であって、昭和三十五年当時のほぼ三分の一に短縮されている。このような番水ローテーションの大巾短縮によって合理的な水管理がはじめて可能になったと思われるが、このような利益をより多く享受したのは水系末端の諸地区であらうことは想像に難くない。かくてますます、地理的な位置に基因する地区間の不平等は緩和されてくるのである。それは階層性の平準化、階層的な地域秩序の解体に他ならない。

だが、より注目されるのは、改善された新しい配水方式は単に番水ローテーションを縮めたにとどまらず、番水の間に介在していた散し期間、従って散し水を大巾に減少させていることである。例えば昭和三十五年の第四回番水を例にとると、延べ日数四六・五日のうち散し期間は二二・五日（五〇・五％）を占めていた。笹堰用水のほぼ半分が散し水に回されて計算である。この散し水を物的な基礎にして小白川・前田の両地区は他に優勢な地位を築きあげていたことは既に指摘した。ところが配水方式が改善された後の例えば昭和五十年度の第三回番水をみると、延べ日数一七日のうち散しは延べ四日（二三・五％）しか占めていない。つまり、番水方式の改善に伴って散し日数の占める割合は半減し、笹堰用水の四分の一しか散し水に回されなくなっている。このような散し水の減少は、小白川・前田の優勢な地位を崩し崩すものであり、両地区を頂点にして形成されていた階層的な地域秩序を解体化させるものである。このことを、水利をめぐる地区あるいは村落間の相互関係の平等化・平準化といってもよからう。

もっとも、上でみたような水利地域の地域秩序に生じた客観的な変化が、諸他の社会関係に明瞭に顕在化しているわけではない。留水許可証の承認印を小白川・前田の二地区および妙見寺村落から受けるといふ慣行は今日も続いているし、笹堰水利組合長を小白川地区から選出するという内規も廃止されていない。また年一度の水神祭りに小白川の四名が客分として招待される慣行も続いている。勿論、このような慣行は以前のように階層的な地域秩序に強固に裏打ちされた慣

行と言うよりは、全く歴史的な伝統の継承されたものか、さもなくば一定の合理性をもつ慣行というべきであろう。妙見寺が許可証に顔を出すのは前者の例であろうし、小白川・前田が承認印を押すのも、番水作業上必要な事務処理かもしれない。また堰口に最も近い小白川地区から分水係(委員長)を選出するのも合理的であると言えようし、その労をねぎらうために招待するのも合理的であろう。このように旧来の慣行の本格的な改廃という形では顕在化しないが、笹堰水利地域の内部構造の変化は着実に進行していると言える。従来地下水地区が小白川・前田の農民に対してもっていた「畏敬の念」は、今日大いに形骸化していると言われるのはこのことを傍証していて興味深い。そのような精神構造の物的基礎(地域秩序)が失なわれているからに他なるまい。

### 結びに代えて

第三章でみたような階層的な地域秩序は、前章で検討したように漸次変化してきた。散し水に基礎をおいた小白川・前田の特権を弱め、地区間の階層性を空洞化したのは、直接的には深井戸揚水機の普及であり、またそれを前提にした配水方式の改善であったが、その新方式を第一回番水のみでなく第二回以降の番水にまで導入させた条件は何だったのだろうか。これは決して単純ではない。それはこの地域の農業Ⅱ農村内外の多くの要因が複雑にからんだ一つの歴史的な帰結であろうからである。前述のような配水方式の大巾改善は、昭和四十五年の第一回番水の協議の席上で、ある地区から提案され、簡単な協議の上で直に実施に移されたと言われる。委員長(小白川選出)の話によれば、「やってみるとうまく行くのでその後も続けている」のである。小白川や前田の代表が強く反対したという話しは聞かない。このことから判断して、新方式が導入された昭和四十五年以前に既に、小白川や前田の二地区が旧慣に強く執着できる、あるいはそれに固執する必要があるような客観的な条件が喪失されていたと言っよかろう。水利をめぐるヒエラルヒー構造は、既に空洞化あるいは解体していたのであろう。このような変化の主要因は言うまでもなく、水系末端の諸地区に普及した深井戸揚水機で

あり、これによってこれらの諸地区は強い自律性を持つとともに相互に緊密に結ばれた。また新しい水源により用水量は増加していくのに対して、市街地の拡大で水田は減少してきたので、農業用水は各地区とも相対的に潤沢になってきた。それに伴って用水をめぐる地区間の競合関係も漸次緩和されるとともに水上地区の優位性も低下する。水利をめぐる地区間の関係は平等化する。そして更に重要なことは農村社会の構造変化であって、非農家の増大や兼業化の進展によって村落組織の空洞化・解体あるいは村落意識の稀薄化という現象が急速に進行したことである。水利地域の内部構造は元々近世的な村落秩序と緊密に結びついて形成されていたのであるが、このような村落構造の変化によって村落的なセクシヨナリズムや特権意識は漸次稀薄化していく。それは水利集団⇨村落という対応関係を破壊し、水の村落的支配を弱めていく。その過程を南館・吉原についてみたが、このような変化はこの二村落に限られない。このような主として昭和三十年前後から進展してきた農業⇨農村内外の条件変化、それら歴史的な変化の集中的な現われとして配水方式の大巾改善が行なわれ、それがまた地域秩序の変容をもたらすのである。笹堰水利地域は目下急激な変化の過程にある。その変化の方向——それは本文中でも一部示唆しておいたのだが——は詳かではない。

- ① 例えば玉城哲他『日本農業における個別的水利利用の成立条件に関する研究』（水利科学研究所・一九六一） 永田恵十郎『前掲書』 三五・一%、計七〇・二%、旧梅沢村三四・六%、三〇・二%、計六四・八%である。因みに山形県全体では三四・八%、二二・七%、計五七・五%である。このことが旧来の水利慣行の改編をいぢるしく困難にしていたと言える。資料は山形県知事室調査課『昭和二十三年山形県統計書』（一九四九）による。
- ② 永田恵十郎『前掲書』一七〜一八頁。
- ③ 例えば昭和二十二年八月の小作農率・小自作農率をみると、旧南沼原村四三・〇%、二三・九%、計六六・九%、旧飯塚村三五・一%、

（山形大学教養部助教授・

century, the growth of the knightly class, and the formation of the representative parliament. Nowadays we also know that their theory must be keenly criticized by the more positive studies at various points. But it seems that we should recognize the merits of their idea, the community of the realm or *communitas regni*. So in this article, affected by this idea in a sense, we try to analyze the governmental power in the feudal state, especially the power of the King's Council newly established during the movement.

## The Regional Order in the Modern Villages and its Transition

—Taking the Case of *Sasazeki* 笹塚 Water Supply Area—

by

Masao Hamatani

Japanese rural society is now undergoing a radical change as the social conditions in and around the agricultural life changes. Scientists of our days, above all geographers, think it important to examine the actual state of modern villages. In this article, taking the case of *Sasazeki* water supply area, I would like to investigate into the social structure of the area under an agricultural water supply and its changing process. This case study will make the change of modern villages clear, and contribute to the development of 'area study', which, I think, is the fundamental theory of geography.

*Sasazeki* water supply area was subdivided into seventeen small areas which were the basic units to get water supply. These sub-areas, corresponding to the rural communities in the feudal age, were apt to be independent and opposed one another. Water for agriculture was distributed to the sub-areas by two methods. By *bansui* 番水 method water was distributed equally to the seventeen sub-areas, while by *chirashi* 散し method there was an order of priority according to the location of the sub-areas. Since 30's of Shōwa 昭和 era, however, this water supply system and sectionalism of the sub-areas have been gradually undergoing a change, whose causes and phases I will examine in this paper.